

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年4月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500355号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600002号

第1 結論

請求者のA社における平成27年3月31日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成27年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年3月31日

② 平成29年3月

請求期間当時、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出されたA社に係る賞与明細書及び課税庁から提出された平成28年度課税状況等調査回答書により、請求者は、同社から30万円の標準賞与額に見合う賞与(30万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(26,211円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者の当該期間の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付について、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、A社は、賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、当時の給与関係資料を保管していないため不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間②に係る賞与明細書を所持していない上、請求者が賞与振込口座であったと記憶する金融機関の取引履歴においても、当該期間に係るA社からの賞与の振込は確認できない。

さらに、課税庁から提出された平成 30 年度課税状況等調査回答書の社会保険料控除の金額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づき算出された社会保険料控除の合計額とおおむね一致することから、請求期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたこととはうかがえない。

このほか、請求者の請求期間②に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険の標準賞与額を訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500522号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600003号

第1 結論

請求者のA社における令和5年8月4日の標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

令和5年8月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年8月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和5年8月4日

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された2023.8.4夏期賞与に係る給料台帳(以下「賞与台帳」という。)及び課税庁から提出された課税資料並びに同社の回答によると、請求者は、同社から8万円の標準賞与額に相当する賞与(8万円)の支払を受け、8万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(8,052円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上述の賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から8万円とすることが必要である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者（請求者）について、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社は、請求期間において、請求者が同社の社会保険事務を担当しており、賞与の届出に係る事務を行っていた旨回答している。

しかしながら、事業主は、請求者が、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の提出を失念していたことにより、適切な届出が行われず、当該期間に係る保険料の納付が行われなかった旨回答している。

また、事業主は、請求者から賞与の記録が抜けているとの申出を受けた際に、速やかに過去の記録を全て調査し、請求期間に係る事業所一括の年金記録訂正請求の進捗を進めていることがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、A社は社会保険料の滞納事業所となっていないことが確認できる。

これらのことから、請求期間の賞与については、意図的に届出を行っていなかったものではないと考えられ、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500556号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600004号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(昭和40年9月1日からB社に名称変更を経て現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和27年4月1日から昭和28年10月1日まで

② 昭和28年10月10日から昭和32年1月1日まで

請求期間①について、私は、A社(現在は、C社)に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が全くない。勤務したことは間違いないので、訂正請求をこれまで5回行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする通知を受け取った。

しかし、記録の訂正をしない旨の決定には納得できない。再度、訂正請求(6回目)をするので、請求期間①を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

請求期間②について、私は、A社を退職してからD社に昭和28年10月10日に入社し、昭和33年4月5日に退職した。同社では、正社員として販売業務を行った。

私の年金記録では、D社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は昭和32年1月1日とされている。同社には4年半の間、勤務したことは間違いないので、訂正請求を行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする通知を受け取った。

しかし、記録の訂正をしない旨の決定には納得できない。再度、訂正請求(2回目)をするので、請求期間②を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①に係る訂正請求については、過去の審議において、B社から提出

された従業員雇入者名簿（以下「労働者名簿」という。）の写し及び同僚の陳述により、請求者が昭和 27 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたことが推認できるものの、i) 請求者が同期入社として名前を挙げた同僚二人を含む上述の労働者名簿において、試用開始年月日が昭和 27 年 4 月 1 日と記録されている同僚 12 人に係る厚生年金保険被保険者名簿の資格取得年月日を確認したところ、全員が 2 年 5 か月後の昭和 29 年 9 月 1 日と記録されていること、ii) 請求者から提出された同僚二人の年金手帳の写しには、厚生年金保険の初めて被保険者となった日が「昭和 29 年 9 月 1 日」と記載されていること、iii) 昭和 27 年 3 月に中学を卒業し、同年 4 月 1 日付けで A 社に入社した複数の同僚は、当時、中学を卒業して入社した者は、全員が臨時職員として採用され、昭和 29 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得するまで厚生年金保険の記録がない旨陳述しており、請求期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかった状況が認められることなどから、既に平成 27 年 7 月 24 日付け、平成 28 年 7 月 8 日付け、平成 30 年 10 月 29 日付け、令和元年 12 月 2 日付け及び令和 4 年 9 月 21 日付けで、年金記録の訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、これまでの訂正請求と同じ主張及び請求内容にて、6 回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、本訂正請求における請求者の請求内容等に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含め、再度、検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

- 2 請求期間②に係る訂正請求については、過去の審議において、i) オンライン記録によると、D 社は、昭和 32 年 1 月 1 日に厚生年金保険適用事業所となっており、請求期間当時は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できること、ii) 現在（令和 4 年当時）の事業主は、当時の事業主は既に死亡しており、資料がないことから、請求者の勤務実態、当該期間に係る届出及び厚生年金保険料の控除について、不明である旨回答及び陳述していること、iii) 請求者は、同社の従業員は 4、5 人勤務していた旨回答しているものの、同僚の氏名は覚えておらず、オンライン記録によると、同社に係る厚生年金保険の新規適用日（昭和 32 年 1 月 1 日）に被保険者資格を取得している請求者を除く 7 人は、既に死亡又は所在不明のため、請求者に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできないこと、iv) 請求者は、同社に係る給与明細等の資料を保管していない旨回答していることから、既に令和 4 年 9 月 21 日付けで、年金記録の訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、これまでの訂正請求と同じ主張及び請求内容にて、2 回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、本訂正請求における請求者の請求内容等に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含め、再度、検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も

見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日並びに請求期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。